

令和8年3月5日

行政文書開示決定通知書（令8警察庁甲情公発第16-1号）で開示決定をした行政文書を送付いたします。

警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
03-3581-0141（内線2188）

原議保存期間1年
(令和9年3月31日まで)

警視庁総務部長 殿
各道府県警察本部総務(警務)部長
(参考送付先)

各管区警察局総務担当部警務課長
警察大学校警務教養部長
各管区警察学校教務部教務科長

事務連絡
令和8年1月26日
警察庁長官官房総務課留置管理室長

刑事裁判の法廷における被告人の戒護等に関する留意事項について

この度、最高裁判所から高等裁判所及び地方裁判所に対し、別添のとおり、「刑事裁判の法廷における被告人の戒護について(事務連絡)」(令和8年1月26日付。以下「最高裁事務連絡」という。)が通知され、裁判員の参加する刑事裁判のみならず、全ての刑事裁判において、裁判所の指示により、被告人席に移動する前に手錠や捕縄を外す取扱い(以下「事前解錠」という。)をし、及び被告人を弁護人席の隣に着席させる運用が実施されることとなった。

具体的な要領は、各裁判において裁判所が判断することとなるが、各都道府県警察においては、下記の事項に留意し、護送中の事故防止に万全を期すこと。

なお、本運用については、最高裁判所事務総局及び法務省矯正局と協議済みである。

記

1 出廷前の事前準備等

(1) 裁判所との連絡

公判期日までの間における被告人の身分を有する被留置者(以下「被告人」という。)の動静等から、逃走、自傷、他害、器物損壊等の行為に及ぶおそれがあると認められ、事前解錠を行うことや当該被告人を弁護人の隣に着席させることが相当でないと判断した場合は、速やかに、裁判所に対し、その動静等に関する具体的な状況を伝えた上、裁判所との間で、手錠や捕縄(以下「手錠等」という。)の着脱の具体的な手順や被告人の着席位置について打合せを行うこと。

なお、戒護員は、公判期日当日の法廷で被告人の手錠等を外すまでの間の被告人の動静等に鑑みて、保安上の観点から事前解錠を行うことが相当でないと判断した場合は、適宜の方法により、裁判所に対し、その旨の意見を述べること。

(2) 出廷に当たって注意すべき事項

留置施設の居室から入室するときを含め、出廷時の身体、衣類及び所持品の検査等を確実に行うこと。

2 被告人の入退廷手順

被告人の入退廷等に関する具体的な手順については、原則として、別添最高裁事務

連絡別紙1のとおりである。ただし、各裁判所において使用される法廷の構造等の実情に応じ、裁判所との打合せにより、適宜の方法を執ることは差し支えない。

なお、戒護員は、傍聴人から手錠等を使用されている被告人が視認されないよう配慮すること。

3 手錠を外している間における基本的な留意事項

戒護員は、被告人の手錠等を外している間（開廷中を除く。）、被告人が逃走、自傷、他害、器物損壊等の行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、自己の判断において、被告人を制止した上、必要があれば、再度、手錠等を使用して拘束して差し支えない。

戒護員は、開廷前及び閉廷後において、みだりに被告人を裁判官、検察官、弁護人及び傍聴人に近接させないようにすること。

4 開廷中の被告人の着席位置及び戒護員の戒護位置

(1) 基本原則

開廷中は、傍聴人、証人等の動静にも注意しながら、不測の事態に備え、最も適当な位置方法で戒護に当たるとともに、被告人の動静については特に注意をもって視察すること。

(2) 通常の戒護位置

原則として、被告人の両隣に戒護員が着席すること。ただし、特別の事情がある場合は、裁判所と協議の上適切な位置とすること。

(3) 被告人を弁護人の隣に着席させるよう裁判所の指示があった場合の対応

着席位置等については、公判中における被告人と弁護人との円滑な意思疎通の必要性和被告人に対する戒護の必要性を考慮し、原則として、以下のとおりとする。法廷の構造などの理由により、これにより難しい場合に、裁判所と協議の上、適宜の着席位置等とすることは差し支えないが、被告人と弁護人の間隔を空けずに密着させるなど、戒護に支障を生じるような着席位置とすることがないよう留意すること。

ア 被告人及び弁護人が各1名の場合

被告人と弁護人の位置関係については、弁護人を裁判官・裁判員席の側とし、弁護人と被告人の間は肩幅程度の間隔を設けること。

戒護員のうち1名は、弁護人と反対側の被告人の隣に着席すること。

上記とは別の戒護員は、逃走、暴行等の不測の事態に対応し得る態勢を執るため、被告人と弁護人の間に足が入る程度の位置に着席する必要があることから、被告人と弁護人から半身程度後方の被告人と弁護人の間の位置に着席すること（別図参照）。

イ 被告人が複数で弁護人が1名の場合

裁判官・裁判員席に最も近い位置に弁護人が着席し、被告人と弁護人の間は肩

幅程度の間隔を設けること。

戒護員のうち1名は、弁護人と反対側の最も傍聴席に近い被告人の隣に着席すること。

その余の戒護員は、戒護員及び被告人の人数等に応じて、上記アに準じて適切な位置に着席すること。

ウ 被告人が1名で弁護人が複数の場合

裁判官・裁判員席に最も近い位置に弁護人が一箇所にまとめて着席し、被告人と弁護人の間は肩幅程度の間隔を設けること。

戒護員のうち1名は、弁護人と反対側の被告人の隣に着席すること。

その余の戒護員は、戒護員及び被告人の人数等に応じて、上記(2)に準じて適切な位置に着席し、被告人と弁護人の間に位置する職員は、被告人と弁護人の間で半身程度後方の位置に着席すること。

エ 被告人及び弁護人が複数の場合

被告人及び弁護人が複数の場合は、上記アからウに準じて適切な位置に着席すること。

5 法廷における被告人と弁護人の間のメモ等文書の授受

公判中、被告人と弁護人との間で、メモ等文書の授受を希望した場合、閲覧は許可すること。ただし、公判終了時には、必ず返却させ、弁護人が持参した用紙等には、被告人に筆記させないように留意すること及び被告人が持参した用紙等にも、弁護人に筆記させないように留意すること。

6 被告人のネクタイ又は靴型サンダルの使用

裁判員の参加する刑事裁判に出廷する被告人から相応の服装で出廷したいことを理由としてネクタイ又は靴型サンダルの使用の願い出があった場合は、保安上不相当と認める事情があるときを除き、当該被告人に対して留置施設備付けのワンタッチネクタイ留め具又は靴型サンダルを貸与すること。

この場合、原則として自弁物品としてのネクタイを使用させることとし、ワンタッチネクタイ留め具については、入廷直前に被告人に着用させ、退廷直後に被告人から返納させるものとする。

被告人が靴型サンダルの使用を希望する場合で、自弁のサンダルを使用するときは、かかとを固定できない仕様の物に限り使用させることについては差し支えない。

上記で貸与したワンタッチネクタイ留め具又は靴型サンダルの使用については、被告人が自弁のワイシャツ、ブラウス、スーツ等を着用するなど、ネクタイ又は靴型サンダルを使用するに相応な服装をする場合に限ること。

ワイシャツ、ブラウス、スーツ等の貸与はしないこと。自弁のベルトについては、従前どおり、使用を認めない取扱いを原則とすること。

貸与する場合のワンタッチネクタイ留め具及び靴型サンダル等については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第186条第1項第3号のその他の物品として被告人に貸与するものとし、使用を希望する被告人に対しては、事前に申し出るよう教示すること。

ネクタイ又は靴型サンダルの使用を願い出た被告人について、保安上の理由により、これらを使用させない場合には、可能な限り、事前に、その旨を裁判所に知らせるよう留意すること。

7 経過措置

本運用については、関係裁判所と協議を行い、協議が整い次第、順次、その運用を開始すること。

機密性 2

令和 8 年 1 月 2 6 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長

刑事裁判の法廷における被告人の戒護について（事務連絡）

刑事裁判の法廷における手錠及び捕縄（以下「手錠等」という。）の着脱の手順並びに被告人の着席位置について、関係機関との間で別紙 1 のような運用イメージを共有しました。

どのような運用とするかは各裁判体の判断事項となりますが、手続に混乱が生じないよう、別紙 2 に挙げた事項等について各庁において対応する関係機関と打合せをするなどして運用を検討することも考えられます。

つきましては、関係職員に周知し、執務の参考にしてください。

また、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

なお、本書面の内容については、法務省矯正局及び警察庁長官官房総務課留置管理室と協議済みであり、法務省矯正局から管下の刑事施設に、警察庁長官官房総務課留置管理室から都道府県警察に対し、それぞれ周知される予定となっておりますので、念のため申し添えます。

(別紙1)

刑事裁判の法廷における被告人の戒護の運用イメージ

1 入退廷時における手錠等の着脱の手順について

公開法廷における被告人の手錠等の着脱の手順については、原則として、以下のような手順による。

(1) 裁判員裁判以外の公開法廷で行われる裁判の場合

ア 入廷時の手順

- ① 裁判官が入廷し、書記官は被告人出入口付近に衝立等を設置する。
- ② 戒護職員及び被告人が入廷し、被告人出入口を施錠した上で衝立等の付近で待機する。
- ③ 裁判官は、戒護職員に対し、被告人の手錠等を外すこと（以下「解錠」という。）を指示する。
- ④ 戒護職員が解錠する。
- ⑤ 書記官は、衝立等を審理の妨げとならない場所に移動させ、戒護職員及び被告人は、被告人席まで移動する。
- ⑥ 開廷する。

イ 退廷時の手順

- ① 閉廷又は休廷する。
- ② 書記官は、衝立等を被告人出入口付近に設置し、戒護職員及び被告人は、衝立等の付近まで移動する。
- ③ 裁判官は、戒護職員に対し、手錠等の着用を指示する。
- ④ 戒護職員は、手錠等を着用させる。
- ⑤ 戒護職員及び被告人が退廷する。
- ⑥ 裁判官が退廷する。

(2) 裁判員裁判の場合

ア 入廷時の手順

(ア) 内線電話で解錠の指示をする場合

- ① 裁判体は法廷につながる扉の裏で待機し、書記官は衝立等を被告人出入口付近に設置する。
- ② 戒護職員及び被告人が入廷し、被告人出入口を施錠した上で衝立等の付近で待機する。
- ③ 書記官は、内線電話により、裁判官に対し、被告人の動静に関する情報を伝える（以下、⑧の入廷開始の直前まで、内線電話はつないだままとする。）。
- ④ 裁判長は、上記③の情報を踏まえて、書記官に対し、解錠を指示する。
- ⑤ 書記官は、戒護職員に対し、④の解錠の指示を伝える。
- ⑥ 戒護職員が解錠し、戒護職員及び被告人は、被告人席まで移動する。
- ⑦ 書記官は、裁判官に対し、解錠が完了し戒護職員及び被告人が着席したことを伝える。
- ⑧ 裁判体が入廷し、書記官は衝立等を審理の妨げとならない場所に移動させる。
- ⑨ 開廷する。

(イ) 裁判長が先に入廷し解錠の指示をする場合

- ① 裁判長が入廷し、陪席裁判官及び裁判員は法廷につながる扉の裏で待機し、書記官は衝立等を被告人出入口付近に設置する。
- ② 戒護職員及び被告人が入廷し、被告人出入口を施錠した上で衝立等の付近で待機する。
- ③ 裁判長は、戒護職員に対し、解錠を指示する。
- ④ 戒護職員が解錠する。
- ⑤ 書記官は、衝立等を審理の妨げとならない場所に移動させ、戒護職員及び被告人は、被告人席まで移動する。

- ⑥ 書記官は、内線電話により、陪席裁判官に対し、被告人の解錠が完了し被告人席まで移動したことを伝える。
- ⑦ 陪席裁判官が裁判員を誘導し、裁判員、その余の裁判官の順序で入廷する。
- ⑧ 開廷する。

イ 退廷時の手順

- ① 閉廷又は休廷する。
- ② 陪席裁判官が裁判員を誘導し、裁判員、その余の裁判官の順序で退廷し、書記官は、衝立等を被告人出入口付近に設置する。
- ③ 戒護職員及び被告人は、衝立等の付近まで移動する。
- ④ 裁判長は、戒護職員に対し、手錠等の着用を指示する。
- ⑤ 戒護職員は、手錠等を着用させる。
- ⑥ 戒護職員及び被告人が退廷する。
- ⑦ 裁判長が退廷する。

2 被告人の着席位置について

裁判体の求めがあれば、弁護人席の隣とする。ただし、戒護上の問題など特段の支障がある場合は協議する。

(別紙2)

関係機関と打合せ等を行うことが考えられる事項

① 別紙1記載の運用及び各庁における法廷の構造や設備等を踏まえた、原則的な手錠等の着脱の手順及び被告人の着席位置の在り方

② 手錠等の着脱の手順及び被告人の着席位置を検討するに当たってのフロー

(例) 刑事収容施設側は、公判期日までの間に、被告人について、逃走、自傷他害、器物損壊等の行為に及ぶおそれが高い等、①で定めた原則的な取扱いを行うことが相当でないと判断する動静等があった場合は、速やかに、裁判所に対し、その動静等に関する具体的な状況を伝えた上、裁判所との間で、手錠等の着脱の具体的手順等について打合せを行う。

(例) 検察官及び弁護人は、逃走、自傷他害、器物損壊等の行為に及ぶおそれ等、手錠等の着脱の手順や被告人の着席位置その他の被告人の戒護の在り方に影響を及ぼしうる情報を把握した場合には、裁判所に対し、それを速やかに伝える。

(例) 裁判所は、検察官又は弁護人からの情報提供等によって被告人の動静に影響を及ぼすおそれのある具体的な情報を把握した場合には、刑事収容施設側に対し、それを速やかに伝える。

(例) 裁判所は、開廷宣言直前に解錠することとした場合等、①で定めた原則的な取扱いとは異なる取扱いを行うときは、刑事収容施設側との間で具体的手順等について打合せを行い、検察官及び弁護人とも速やかに認識を共有する。

③ 手錠等の着脱の際の留意事項

(例) 戒護職員が被告人の手錠等を外した後、被告人が逃走、自傷他害、器物損壊等の行為に及ぶ氣勢を示したときは、戒護職員が、自己の判断におい

て、被告人を制止等した上、必要があれば、再度、手錠等を施して拘束することを妨げない。

(例) 戒護職員は、公判期日当日において、法廷で被告人の手錠等を外すまでの間に、被告人の動静等にかんがみ、保安上の観点から、事前解錠を行うことが相当でないと判断した場合は、適宜の方法により、裁判所に対し、その旨の意見を述べることとし、裁判所は、その意見を踏まえて適切に対応する。

④ 被告人の着席位置に関する留意事項

(例) 被告人席を弁護士席の隣にする場合も、法務省における通達等を踏まえ、戒護職員の戒護位置等に配慮する。

(例) 法廷の構造や設備等を踏まえた、共同被告人の場合における原則的な着席位置の在り方について共通認識を持つ。

(例) 被害者等の個人特定事項の秘匿がなされている事案について、弁護人の手元にある記録を被告人が見ること等により個人特定事項が被告人に明らかにならないように留意する。

⑤ その他の逃走等防止のための方策

(例) 次回期日の日時や場所、判決内容等を戒護職員が開廷中又は閉廷直後にメモしていると、その間被告人等に対する注意力が低下する可能性があるため、事後に刑事収容施設側から書記官室に問合せをしてもらう方法、退廷時に書記官がこれらを記載したメモを戒護職員に提供する方法等の措置をとる。

別図 標準的な戒護位置（被告人及び弁護人が各1名の場合）

